各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども·子育て本部参事官(子ども·子育て支援担当) 文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 幼 児 教 育 課 厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 保 育 課

令和2年度第3次補正予算による公定価格の対応及び 新型コロナウイルス感染症対策に係る支援について

平素より子ども・子育て支援の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和2年度第3次補正予算が本年1月28日に成立したことを受け、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号。以下「公定価格告示」という。)」第1条第12号に定める公定価格及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第6条に定める委託費(以下単に「公定価格」という。)については、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」(令和3年内閣府告示第7号。以下「改正告示」という。)が1月29日付けで公布され、2月1日付けで施行されました。

また、新型コロナウイルス感染症対策に係る支援として、令和2年度第3次補正予算では第2次補正予算に続き、厚生労働省において「保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)」を、文部科学省において「幼稚園の感染症対策支援事業」をそれぞれ実施することとしています。

これらの趣旨・内容等について下記にまとめましたので、各都道府県においては、管内 市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び関係機関に対し、遅滞なく周知いただくとともに、 運用に遺漏のないよう配意願います。

記

- 1. 令和2年度第3次補正予算による公定価格の対応
- (1)公定価格告示改正の趣旨・内容及び留意事項について(別添1)
 - ア 公定価格において、令和2年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定(期末手当を 0.05 月分引き下げ)に準じ、算定の基礎となる職員の人件費を引き下げるものであること(保育士・幼稚園教諭等人件費 ▲0.3%程度)。

- イ 改正告示による改正後の公定価格の適用開始月の取扱いについては、令和2年4月分に遡らずに、令和3年2月分の公定価格から適用することとし、令和3年2月分及び3月分の公定価格で年間の減額相当額の全額(0.05月分)をまとめて減額(注)するものであること。
 - (注)令和3年2月分及び3月分の公定価格から、それぞれ年間の減額相当額の半額(0.025月分)を減額。

令和2年4月分から令和3年1月分については、改正前の公定価格告示で定める公定価格が適用されるものであること。

- ウ 令和3年度分の公定価格については、公定価格告示を改めて改正し、令和2年人 事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた年間の減額相当額の 1/12 の減額を 各月の公定価格に反映する予定であること。
- エ 各施設等の過度な事務負担の発生を避けつつ、保育士・幼稚園教諭等に賃金の適切な支払いに資するよう、各市町村においては、既に把握している各施設等に関する情報(各月ごとの利用子ども数や加算の取得状況等)に基づき、今般の改定の影響額(減額見込額、年度末までの給付見込総額、処遇改善等加算 I の賃金改善要件分等の内訳等)を算定し、各施設・事業者にすみやかに周知すること。
- オ 改正告示による公定価格の減額を理由に事業者が公定価格を原資とする保育士・ 幼稚園教諭等の人件費をやむを得ず引き下げる場合にあっても、賃金及び法定福利 費等の事業主負担分について、施設・事業所全体で公定価格の年間の減額相当額(1. (2)イに示す<算式2>により算出される公定価格における人件費の減額改定分) を超える減額が行われないよう、各施設・事業者に指導すること。

なお、今般の減額改定を加味した次年度以降の給与表、給与規定等の改定を行う場合は、上記の趣旨を適切に反映したものとなるよう、各施設・事業者に要請すること。

(2) 処遇改善等加算の取扱いについて

今般の改正告示による減額改定を踏まえた、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算 I 及び処遇改善等加算 II について(令和2年7月30日付け府子本第761号、2文科初第643号、子発0730第2号。以下「処遇改善等通知」という。)」に定める「賃金改善計画書」及び「賃金改善実績報告書」の作成等にあたっては、以下の事項に留意されたいこと。

ア 令和2年度の処遇改善等加算 I 及び処遇改善等加算 II における「基準翌年度から 加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」(以下「人件費改定分」という。) の算定に用いる改定率については、以下のとおりであること。

なお、提出済みの賃金改善計画書は、今般の人件費の減額改定を反映した修正を 行う必要はなく、当該計画書の再提出は不要であること。 <令和2年度の公定価格における人件費改定分に係る改定率>

改定後 (参考:改定前)

基準年度が平成24・25年度の施設・事業所: 7.8% (8.1%)
基準年度が平成26年度の施設・事業所: 5.8% (6.1%)
基準年度が平成27年度の施設・事業所: 3.9% (4.2%)
基準年度が平成28年度の施設・事業所: 2.6% (2.9%)
基準年度が平成29年度の施設・事業所: 1.5% (1.8%)
基準年度が平成30年度の施設・事業所: 0.7% (1.0%)
基準年度が令和元年度の施設・事業所: ▲ 0.3% (0%)

(参考)賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書における「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の算定方法(処遇改善等通知第4の2(1)キ※2)

利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、以下の<算式>により算定した額を合算して得た額

<算式>

「加算当年度の加算 I の単価の合計額」×「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」×「(見込)平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」

イ 処遇改善等通知では、国家公務員の給与改定に伴い公定価格が増額改定されることを念頭に、賃金改善実績報告書において、加算当年度に増額改定があった場合、 各職員の増額改定分の合算額(法定福利費等の事業主負担分の増額分を含む。)は、 以下の<算式1>により算定した額以上となっていることを要することとなっている る(処遇改善等通知第4の2(2)オ※参照)。

<算式1>

「加算当年度の加算 I の加算額総額」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

一方で、令和2年度においては、公定価格が減額改定となったことから、上記の取扱いにはよらず、各職員の減額改定分の合算額(法定福利費等の事業主負担分の減額分を含む。)は、以下の<算式2>により算定した額を超えない減額となっていることを要するものであること。

<算式2>

「令和2年度(加算当年度)の加算 I の加算額総額」×「▲0.3%(減額改定に係る改定率)」÷「令和2年度(加算当年度)に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率(%)」

- ウ 賃金改善実績報告書における特定加算実績額及び加算実績額については、令和2年4月分から令和3年1月分は改正前の公定価格告示で定める公定価格に、令和3年2月分及び3月分は改正告示で定める公定価格に、それぞれ基づいて算出する必要があること。
- 2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る支援について(別添2・3) 各施設・事業者が感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ事業を継続的に提供していくため、令和2年度第2次補正予算に引き続き第3次補正予算において、「保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)」(厚生労働省)及び「幼稚園の感染症対策支援事業」(文部科学省)を実施し、
 - ① 職員が感染症対策の徹底を図りながら教育・保育を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費、研修受講)
 - ② 保育所・幼稚園等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等について改めて補助を行うこととしている。なお、この補助では、「かかり増し経費」として、職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当なども対象としており、積極的にご活用いただきたいこと。

【本件担当】

<1. について>

内閣府子ども・子育て本部

参事官(子ども・子育て支援担当)付

給付担当

連絡先:03-5253-2111(代表)

内線 38346 · 38343

< 2.「幼稚園の感染症対策支援事業」について> 文部科学省初等中等教育局幼児教育課

新制度·人材確保担当

連絡先:03-5253-4111(代表)

内線 2374

<2.「保育環境改善等事業」について>

厚生労働省子ども家庭局保育課

保育調整係

連絡先:03-5253-1111(代表)

内線 4855

(公定価格の算定方法)

公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

【参考】令和2年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容

- ①月例給は据え置き
- ②期末手当の引下げ(▲0.05月分)

(国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費の取扱い)

- ・令和2年度の<u>国家公務員給与の改定を踏まえ、公定価格の令和2年度単価表を改定</u>(令和2年度第3次補正 予算において対応)。
 - ※予算上の常勤の保育士、幼稚園教諭等に係る年額人件費:395万円→394万円(▲1万円(▲0.3%))
- ・上記改定は令和3年度以降の公定価格の設定に当たっても引き継ぎ、令和3年度予算案に反映。

(実施時期)

単価表に係る改正告示の公布日(令和3年1月29日)の翌月分<u>(令和3年2月分)の公定価格から適用</u>し、令和3年2月以降の公定価格で年間の減額相当額の全額を減額

- →令和3年2月分及び3月分の公定価格からそれぞれ年間の減額相当額の1/2(期末手当0.025月分)を減額
- ※令和3年度以降については、毎月の公定価格から年間の減額相当額の1/12を減額

別添2

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(保育環境改善等事業(保育対策総合支援事業費補助金)令和2年度第3次補正予算額:117億円)

【概要】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、保育所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要となる経費を補助する。

【実施主体】 都道府県又は市区町村(以下「市区町村等」という。)、市区町村等が認めた者

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために 必要な経費(かかり増し経費、研修受講)



- (「かかり増し経費」の具体的な内容)
- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、<mark>通常想定していない感染症対策に関する</mark> 業務の実施に伴う手当など、法人(施設)の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金 ※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。
- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援 ※ 物品等の例:手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど
- ②保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等

【対象施設等】保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】①及び②の合計 1施設当たり

(1) 定員※19人以下

300千円以内

(2) 定員※ 20人以上59人以下

400千円以内

(3) 定員※60人以上

500千円以内

(4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業

300千円以内

※(認可の)居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】 国:1/2、市区町村等:1/2

幼稚園の感染症対策支援·ICT環境整備支援

別添3



令和2年度第3次補下予算額

38億円

文部科学省

令和2年度第1次補下予算額 36億円 令和2年度第2次補下予算額 30億円

幼稚園において、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと実施しつつ、「新たな日常」においても幼児を健やかに育むこと の出来る環境の整備を推進する。

幼稚園の感染症対策支援 24億円

新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要な経費、消毒液やペーパータオル等の 保健衛生用品等の購入費に対して支援する。

◆交付基準額 ・定員(~19人) :1園当たり 300千円

> ・定員(20人~59人):1園当たり 400千円 ·定員(60人~) :1園当たり 500千円





2 幼稚園のICT環境整備支援 14億円

事務処理等の園務の効率化をはじめ、オンラインによる教員研修や保育参観、保育動画の 配信やアプリを利用した家庭との連絡など、「新たな日常」に対応するためのICT環境整備を 支援する。

◆交付基準額:1園当たり 1,000千円



対象

幼稚園、幼稚園型認定こども園

補助 割合 国 1/2

国 3/4

実施 主体

都道府県

補助対象 経費

- 感染症対策の徹底に必要な経費、保健衛生用品の 購入費、等
- 情報システム導入に係る費用(購入費、改修費、 工事費等)、端末・備品等整備費、等